



県内の家きん飼養農場で 高病原性鳥インフルエンザが発生しました

令和3年12月11日、三戸町の家きん農場から死亡羽数が増加しているとの通報を受け、立入検査を行ったところ、死亡家きん10羽が簡易検査で陽性となり、精密検査を行ったところ、翌12日に高病原性鳥インフルエンザに感染していることが確定したものです。

高病原性鳥インフルエンザのウイルスは渡り鳥などの野鳥・野生動物等を介して農場に侵入し、飼養家きんに感染します。

本県においても渡り鳥が多数飛来しており、ウイルスが家きん飼養場所付近の環境中に存在する可能性は極めて高いとの認識のもと、飼養家きんと野鳥との接触の防止、消石灰散布などによる消毒を徹底してください。

また、本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状

- ・死亡する鶏の数が急激に増加する
- ・嗜眠・沈うつ状態となり活性が低下する
- ・脚部などに皮下出血が見られる
- ・皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
- ・急激に産卵率が低下する …など



飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法で定められており、愛玩用(ペット)として家きんを飼養する場合でも守る必要があります

- ①衛生管理区域(家きん飼育場所)に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ②衛生管理区域内では専用の衣服及び靴を使用する
- ③衛生管理区域内に入る車両は消毒する
- ④家きん舎に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ⑤家きん舎ごとに専用の靴を使用する
- ⑥野鳥や野生動物侵入防止のために金網、ネット等を設置し、随時点検、破損箇所は速やかに修繕する
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する

<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染のリスクは変わりません。万が一、鳥インフルエンザに感染することがあれば、大事な鶏を処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場に出荷制限がかかるなど、地域経済に大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は適宜手指消毒等を行うほか、もし、野鳥や野生動物と接触する可能性があるような状態で飼育を行っているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家きんを発見した場合は、直ちに八戸家畜保健衛生所に連絡してください！

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

TEL: **0175-22-1254**

FAX: 0175-22-1259

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯: **090-5841-6810**